

改正

平成17年3月28日規則第52号

平成20年12月1日規則第31号

塩尻市墓地、埋葬等に関する条例施行規則

塩尻市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成11年塩尻市規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、塩尻市墓地、埋葬等に関する条例（平成12年塩尻市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（墓地等経営許可申請書）

第2条 条例第2条第1項に規定する墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可の申請は、墓地等経営許可申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第2条第2項に規定する市長が別に定める書類及び図面は、次のとおりとする。

- （1） 墓地等の位置を示す縮尺2万5千分の1の図面
 - （2） 墓地又は納骨堂にあつては周囲200メートル以内の見取図、火葬場にあつては周囲500メートル以内の見取図
 - （3） 墓地等の土地の区画を明らかにする図面
 - （4） 墓地にあつては造成計画の配置図、納骨堂又は火葬場にあつては建築物及びその附属設備の設計図及び配置図
 - （5） 墓地等の敷地の登記事項証明書
 - （6） 墓地等の敷地が借地の場合は、その所有者の使用承諾書
 - （7） 墓地等の維持管理に関する規則その他賃貸料等当該墓地等の経営に必要な事項を記載した書類
 - （8） 申請者が法人である場合にあつては、定款又は規約、登記事項証明書、当該申請に関する意思決定をした旨を証する書類及び資金計画書
 - （9） 墓地等の設置に関し、他の法令の規定により許可、認可その他の処分又は届出その他の手続を要する場合にあつては、当該処分を申請し、若しくは受け、又は当該手続をしたことを証する書類
 - （10） 墓地等隣接地の所有者等の同意書及び墓地希望者の連名簿
 - （11） 申請者が地方公共団体である場合にあつては、議会の議決書の写し又は当該地方公共団体の長の確約書
 - （12） その他市長が必要と認める書類
- （経営の許可）

第3条 条例第2条第1項に規定する許可は、墓地等経営許可書（様式第2号）によるものとする。

（墓地等変更許可申請書）

第4条 条例第3条第1項に規定する変更の許可の申請は、墓地等変更許可申請書（様式第3号）によるものとする。

2 条例第3条第2項に規定する市長が別に定める書類及び図面は、第2条第2項各号に定めるものとする。

（変更の許可）

第5条 条例第3条第1項に規定する許可は、墓地等変更許可書（様式第4号）によるものとする。

（墓地等廃止許可申請書）

第6条 条例第4条第1項の規定による廃止の許可の申請は、次に掲げる事項を記載した墓地等廃止許可申請書（様式第5号）によるものとする。

- （1） 申請者の住所、氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職及び氏名）
- （2） 墓地等の名称
- （3） 墓地等の所在地
- （4） 墓地等の敷地の地番、地目及び面積

(5) 墓地等の廃止の理由

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 墓地又は納骨堂にあつては、改葬許可証及び改葬計画書

(2) 申請者が法人である場合にあっては、墓地等廃止許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類

(廃止の許可)

第7条 条例第4条第1項に規定する許可は、墓地等廃止許可書(様式第6号)によるものとする。

(工事の完了届)

第8条 第2条又は第4条の申請による許可を受けた者は、条例第11条に規定する届出は、墓地等工事完了届(様式第7号)によるものとする。この場合において、工事完了写真を添付しなければならない。

(経営許可の明示)

第9条 条例第12条の規定による標札は、様式第8号によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現になされている申請その他手続については、それぞれこの規則の規定に基づき提出された申請書等とみなす。

附 則(平成17年3月28日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月1日規則第31号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)
様式第1号(第2条関係)

墓 地 等 経 営 許 可 申 請 書

年 月 日

(あて先)塩尻市長

住 所
申請者 氏 名 印
連絡先(電話番号)

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

塩尻市墓地、埋葬等に関する条例第2条第1項の規定による 墓地 納骨堂 火葬場 の経営の

許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 墓地等の敷地の地番、地目及び面積
- 4 墓地等の敷地所有者の氏名及び氏名
- 5 墓地等の工事着工及び完了予定年月日
- 6 墓地等を経営しようとする理由
- 7 墓地の造成区画数又は納骨堂の収蔵数
- 8 墓地又は納骨堂にあつては必要とする世帯数
- 9 火葬場にあつては利用市町村名

(添付書類)

塩尻市墓地、埋葬等に関する条例施行規則第2条第2項に掲げる書類及び図面

墓 地 等 経 営 許 可 書

塩尻市指令 第 号
年 月 日

様

塩尻市長

年 月 日付けで申請のありました墓地等の経営について、次のとおり許可します。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 墓地等の敷地の地番、地目及び面積
- 4 墓地等の敷地所有者の住所及び氏名

注 塩尻市墓地、埋葬等に関する条例第5条、第6条、第7条、第8条、第9条及び第10条に規定する墓地等の設置場所及び構造基準に適合しなければならない。

墓 地 等 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

(あて先)塩尻市長

住 所
申請者 氏 名 印
連絡先(電話番号)
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

塩尻市墓地、埋葬等に関する条例第3条第1項の規定による 墓 地
納骨堂 の変更の
火葬場

許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地の区域の変更にあつては、拡張又は縮小する区域の所在地並びに敷地の地番及び地目並びに面積
- 3 墓地の区域の変更にあつては、拡張又は縮小する区域の敷地所有者の住所及び氏名
- 4 納骨堂又は火葬場の施設の変更にあつては、変更する施設の構造設備の概要
- 5 当該変更に係る工事完了予定年月日

(添付書類)

塩尻市墓地、埋葬等に関する条例施行規則第2条第3項に掲げる書類及び図面

墓地等変更許可書

塩尻市指令 第 号
年 月 日

様

塩尻市長

年 月 日付けで申請のありました墓地等の変更について、次のとおり許可します。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地の区域の変更にあつては、拡張又は縮小する区域の所在地並びに敷地の地番及び地目並びに面積
- 3 墓地の区域の変更にあつては、拡張又は縮小する区域の敷地所有者の住所及び氏名
- 4 納骨堂又は火葬場の施設の変更にあつては、変更する施設の構造設備の概要

注 塩尻市墓地、埋葬等に関する条例第5条、第6条、第7条、第8条、第9条及び第10条に規定する墓地等の設置場所及び構造基準に適合しなければならない。

墓地等廃止許可申請書

年 月 日

(あて先)塩尻市長

住所
申請者 氏 名 印
連絡先(電話番号)
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

塩尻市墓地、埋葬等に関する条例第4条第1項の規定による 墓地
納骨堂 の廃止
火葬場

の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 墓地等の敷地の地番、地目及び面積
- 4 墓地等の廃止の理由

(添付書類)

塩尻市墓地、埋葬等に関する条例施行規則第6条第2項に掲げる書類

墓地等廃止許可書

塩尻市指令 第 号
年 月 日

様

塩尻市長

年 月 日付けで申請のありました墓地等の廃止について、次のとおり許可します。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 墓地等の敷地の地番、地目及び面積

墓地等工事完了届

年 月 日

(あて先)塩尻市長

住所
届出者 氏名 印
連絡先(電話番号)

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

塩尻市墓地、埋葬等に関する条例第2条又は3条の申請に基づく墓地等の
経営
変更

許可に係る工事が完了しましたので届け出ます。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 墓地等の敷地の地目及び面積
- 4 墓地にあつては、区画数及び1区画の面積
(納骨堂にあつては、収蔵数)
- 5 工事完了年月日

(添付書類)
工事完了写真

塩尻市長許可済

経営許可年月日

火葬場(又は納骨堂)

所在地

経営者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)